

## 建築工事標準詳細図（令和4年改定）【概要】

### ■目的・概要

設計の質の確保、能率の向上及び寸法の統一を図り、あわせて積算、施工等における業務の簡素化を図ることを目的に、庁舎等で設ける頻度の高い部分（例えば、床や天井の取合い、外壁タイル仕上げ、建具廻り）の詳細図を、各施設の設計に引用できるように整理したものです。

### ■主な内容

- ・床、壁、天井仕上げ（モルタル塗り床、軽量鉄骨壁下地 等）
- ・建具形状、建具取合い
- ・屋上防水、雨どい
- ・室別詳細（湯沸室、一般便房、車椅子利用者用便房、浴室、和室等）
- ・部分詳細、雑詳細（断熱材打込み、階段、雑金物、サイン等）
- ・外構（植栽支柱、側溝、マンホール、舗装、門、囲障等）

### ■主に使用する時期

- ・設計段階

### ■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・部分詳細図を記載する代わりに本詳細図の番号を引用して、設計図面等の作成を行います。

### ■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、【施】施工者、に対する事項]

- ・本詳細図は、庁舎の標準的な詳細を定めたものであり、実際に設計する各施設の特性等に  
応じて、適切に適用する必要があります。【発】【設】
- ・本詳細図は、設計図書において、図面を補完するものであり、図面と相違する場合は、図  
面を優先します。【発】【設】【施】